

## いちき串木野市男女共同参画推進条例 Q & A

Q なぜ条例が必要ですか。

性別等にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、本市はこれまで様々な取組を進めてきました。

しかし、家庭や職場、地域等における、性差別や無意識の思い込みや慣行は解消されていない現状があります。

これらの課題に対して具体的に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現のための基本理念及び必要な取組を定め、総合的かつ計画的に推進していくための指針となる条例を制定しました。



Q どのような特徴がありますか。

男女共同参画社会の実現においては、自治体だけで達成することはできません。

市役所、市民、事業者等及び教育関係者が一体となって事業を推進していく必要があるため、各役割を定め、相互の連携・協力を図ることを規定しています。

また、男女共同参画社会の実現に向け、各種機関・団体の代表や学識経験者等の幅広い層からの御意見を賜る「いちき串木野市男女共同参画審議会」を設置します。



Q 条例のタイトルに「男女」を使用しているのはなぜですか。

条例の名称は、目的や理念が適切に反映され、内容を端的に表す必要があるとの考えから、これまで取り組んできた男女共同参画の更なる推進を示すため、名称は「いちき串木野市男女共同参画推進条例」としています。

近年の社会情勢の変化を受け、男女共同参画の概念に性の多様性を含めた「全ての人」を尊重した男女共同参画社会の実現を目指しています。

